

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第 60 回）
2. 日 時	平成 25 年 12 月 27 日（金）10:00～11:00
3. 議 案	1. 資金調達をめぐる議論の最近の状況について 2. その他
4. 主な内容	1. 資金調達をめぐる議論の最近の状況について 資金調達をめぐる議論の最近の状況について、事務局より説明がなされ、本ワーキング・グループの所管事項については、今後、議論を行っていくこととなった。 【意見交換】 （１） 金融審議会「新規成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の内容について ○ 包括的な発行登録制度について、株式と社債の包括発行登録は、投資者保護上の観点から導入が見送られたということだが、株式と新株予約権の包括発行登録も含めて導入が見送られたということか。 → ご理解のとおりである。 ○ 国内でのプレ・ヒアリングを「届出前勧誘」に該当しないものとして明確化する開示ガイドラインの改正を踏まえた本協会での対応については、本ワーキング・グループで議論を行っていくのか。 → どのワーキング・グループで議論を行うのかについては未定である。 ○ プレ・ヒアリング関係の開示ガイドラインの対応時期はいつ頃なのか。 → 当局からは、当該ガイドラインの改正が金商法の改正とは必ずしも連動しないと聞いているが、具体的な時期は事務局では把握していない。 （２） 「我が国経済の活性化と公募増資等のあり方分科会ワーキング・グループ」における議論の状況について ○ 大規模希釈化公募増資への対応について、東証の「上場制度整備懇談会」においても、上場会社に説明責任を強く求める方向で議論が進んでいると聞いているが、事務局において把握している事項はあるか。 → 東証としては、①証券会社の仲介機能の適切な発揮に期待する、②当該機能の発揮を目的とした協会規則の整備又は取引所による審査基準の導入、又は③上場会社に対して取引所規則を適用することを対応策として検討していると聞いているが、何れの対応をとるかは未定となっている。 （３） 「会社法の一部改正に関する法律案」の内容について ○ 意見なし （４） 会員通知「海外引受けに係るブックビルディングにおける「過大な申告」に該当する需要の排除について」について ○ 意見なし 2. その他 資金使途としてM&Aを挙げた場合の代替使途の開示のあり方などについて

	て、今後、本ワーキング・グループの議論のテーマとなる可能性がある旨の紹介が事務局よりなされた。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）